

第2回水産ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成29年9月25日（月）13:28～15:48

2. 場所：合同庁舎第4号館2階第3特別会議室

3. 出席者：

（委員）大田弘子（議長）、金丸恭文（議長代理）、野坂美穂（座長）

原英史（座長代理）、長谷川幸洋

（政府）梶山規制改革担当大臣

（専門委員）泉澤宏、花岡和佳男、渡邊美衡

（事務局）窪田次長、福島次長、佐脇参事官

（ヒアリング出席者）

全国漁業協同組合連合会：岸代表理事会長

全国漁業協同組合連合会：長屋代表理事専務

全国漁業協同組合連合会：古関専務理事

全国漁業協同組合連合会：大森常務理事

国立研究開発法人水産研究・教育機構：宮原理事長

国立研究開発法人水産研究・教育機構：檜山研究推進部長

4. 議題：

（開会）

1. 全国漁業協同組合連合会からのヒアリング

2. 国立研究開発法人水産研究・教育機構からのヒアリング

（閉会）

5. 議事概要：

○佐脇参事官 若干早いのですが、メンバーがそろいましたので「規制改革推進会議水産ワーキング・グループ」を始めたいと思います。

本日は、林委員、有路専門委員、中島専門委員、本間専門委員におかれましては、所用により御欠席です。

大田議長、金丸議長代理に御出席をいただいております。

梶山規制改革担当大臣には、後ほど御出席いただく予定でございます。

それでは、ここからの進行は野坂座長にお願いいたします。

○野坂座長 本日の議事に入ります。

最初の議題は「全国漁業協同組合連合会からのヒアリング」です。本日は、全国の漁業協同組合を代表して、全国漁業協同組合連合会の岸代表理事会長、長屋代表理事専務、古関専務理事、大森常務理事にお越しいただきました。

前回、9月20日の水産ワーキング・グループにおいて、我が国水産業の現状と課題について、所管官庁である水産庁より御説明をいただいたところですが、本日は、実際の漁業関係者の状況や、漁業協同組合として現在注力している取組、水産資源の保護・管理に関するお考え等についてお話をお伺いしたいと思います。

それでは、早速ですが、20分程度で御説明をお願いいたします。

○岸代表理事会長 御紹介いただきました、全漁連の会長の岸でございます。

今日はこのような発言の機会をいただきまして、実はありがたく思っております。今般、規制改革推進会議で漁業を成長産業としてしっかりやれというような議論をいただくわけでありまして、我々もこの機会をしっかりと捉えながら、漁協あるいは漁業、現場を点検しながら改正すべき点、改めるべき点はしっかりと見直ししながら、漁業再生、競争力強化のいいきっかけにしたい。これが基本的な私の考え方であります。

こういう中で、前提として、漁業はこれまでそれぞれの地域において日夜本当に血のにじむような努力を営々として、今日まで来たわけであります。農業は土地の集約が基本であります。漁業は海における人の集約が基本であると、私はこのように思っております。御案内のとおり漁業は非常に自然の気象条件に左右される。また、非常に海の神秘や可能性、あるいは未知な点、いろいろ我々が推し量ることのできない条件もかなりあるわけでありまして、そういった違い、特殊性というものをまずしっかり御理解いただきたい、これが一つであります。

漁業の役割として、私は2つあると思います。1つ目は、漁業は地域の産業として裾野の広い、いろいろな皆様方に地域貢献しながら、国民のたんぱく食料をしっかりと安定供給していく、これが一つであります。

2つ目は、我々はEEZ、広大な海域を抱えております。私は以前から、このEEZは日本の第二国土であると認識をしております。こういう中で、漁村の集落、また漁業というものを維持することによって初めて広域的な国境監視機能を発揮して、島国日本の安全を守る大きな役割を果たしていると、このことも併せて御理解いただきたいと思うわけであります。

いろいろな政策を国のほうでもこれまで打っていただいたわけであります。ちょうど私も全漁連会長になって4年が経過したわけでありまして、漁業者の意識も、また漁業の内容、漁協の内容もかなり好転してきたと認識いたしております。今回、冒頭申し上げたように、こういう機会を通じて、本当に漁業者が競争力を持って経営安定する、漁村が活性化するいい機会である。それは基本的には、やはり資源をしっかりと管理しながら、一つは人づくりであります。いま一つは、企業との連携、ノウハウをしっかりと受けることも大事でありましょう。いま一つは、何といたっても魚を売って漁業者は生きるわけでありまして、市場流通の改善。この3点を大きな柱にしながら、我々は今、取り組んでおることでありまして、この点についても後ほど詳細を御説明申し上げたいと思っております。

最初の、人づくりに関連する浜プラン、漁協の役割であります。私どもは4年前から、

全国の漁業者が、今までの被害者意識ではなしに、自らがこれから進むべき道しるべというものは、地域のみならずと相談しながら、まず自らが作っていく。それを共有しながら実践することが大事だという思いで来ました。これには当然のことながら、水産庁あるいは地方行政とも連携もしながら来たわけでありまして、おかげさまで全国で650、ほとんどの全国の漁村地域を網羅する形で、それぞれの特性を持った浜プランができたわけでありまして、プランを作って終わりではないわけでありまして、要はいかに実践するか、成果を上げるかであります。

おかげさまで4年経ちました。その計画を作った650のうち7割の地区で、当初目標の所得向上目標を達成しておるということでもあります。そういう点でも、浜が変わってきた、よくなったと。今まで漁業者も、もうやめて、子供は町へ出るという人も、改めてもう一回帰って漁業をやりたいという人が多く出ております。それぞれの漁業形態の中で勝ち組もかなり出ていますと私は認識いたしておるわけでありまして。これからは人づくりというものを最重要課題にしながら、やる気のある漁業者をしっかりと支える。これが漁協の役目であり、我々指導者の大きな責務であると思っております。

漁業は不滅であります。異業種からしっかりとそういう意欲を持った人を受け入れながら、また新しい漁業者を育てていく。漁業の世代を交代していくということが、今、緊急の課題であるという思いがいたしております。要はしっかりと現行の浜プラン、自ら作った計画の見直しをして精査しながら次のステップに進んでいく。これが今の漁業の現状であります。

次に、漁場管理の問題であります。沿岸域は、共同漁業権漁業、定置網漁業、あるいは養殖漁業、許可漁業など多種多様な漁業が同時に、また輻輳して営まれておるわけでありまして。円滑かつ高度な漁業のためには複雑な利害調整が不可欠であります。このため、漁業者が組織する漁協が免許を受け、漁業者間の話し合いをもとに調整・管理を行っているのが実態であります。現行漁業制度がこれまで果たしてきた役割、実績をしっかりと評価していただきたい。私はそれだけの貢献をしてきた制度であると評価いたしております。

したがって、私どもも、この漁業権制度の持つ意義と漁協・組合員が果たすべき責任において、改めてこの点を認識しながら、現行制度に基づいて役割を果たしていくことが肝要である。このように認識をいたしております。

次に、かねて大きな問題であります資源管理の問題であります。沿岸漁業は操業海域が限定されておるとともに、多種多様な魚種を来遊状況に応じて漁獲するということからして、地域ごとに様々な漁獲に係る管理手法が長い歴史の中で考案され、それを漁業者の共同管理という形で実践してきたわけでありまして。今後は、このような管理手法を基本としつつ、数量管理等新たな管理手法の導入を含めて点検、改善し、漁業管理計画等について反映させていくことが必要であると認識もいたしております。

次に、流通改革であります。現在、卸売市場法の改正等が議論をされておるやに仄聞いたしておるわけでありまして、漁業所得向上のためには、浜の安い魚、6割、7割、地域

によっては8割を占める、そういう安い魚をいかに1割でも2割でも上げていくか。高い魚は黙っていても流通するわけであります。高い魚は少々価格が下がったとしても大きな問題ではない。やはり産地における多獲性の大衆魚と呼ばれる安い魚をしっかり底上げして売ることが大事である。そのことが漁業者の所得を高めるポイントであると認識しております。

産地におけるその答えの一つは、市場を統合することであります。漁業者は自分の魚だけあればいい。買う人は多いほうがいい。仲買の立場からすれば、買う人が1人で魚はいっぱいあったほうがいい。当たり前です。正解は、魚が多くて買う人が多い方がよい。これが原則であります。したがって、まずは市場統合をしっかり進めていくということが一つ。

いま一つは、産地市場においては、卸売業者である漁協が自己買参権を昭和46年の卸売市場法においては明確な規定もなしに禁止されていたというのが現状でありましたが、やはり価格形成力を強化していくためには、卸売業者、漁協の場合には開設者イコール卸売業者が多いわけでありますが、卸売業者自らが漁協として自己買参権を持って参入して、買い支えるということであります。

私は島根県の出身で、今も島根の会長であります。昭和46年、島根県の県条例も禁止という条項を出しました。私は、おかしいと。食糧管理制度が農業にはあるが、我々は何もない。一方的な買い手市場だと。我々が買うことによってこれは支えていかなければいけないということで、県条例から禁止規定を削除しました。したがって、当初から島根県漁連は、自分の市場で自己買参権を持って、当初は仲買さんも反対したのですが、しっかり話し込んで、御理解を得たところであります。

漁協の合併については島根県は、漁連も、信連も、漁協も21ある漁協を1つにするということで、平成18年に県一漁協を創ったわけであります。そのもう一つのポイントは、16ある市場を6つに統合することであります。この目標を掲げて合併が完成した平成18年、それから、市場統合は平成24年に6市場に統合が完成したわけであります。

このことによって、資源管理をしながらしっかり魚を獲るのが漁業者、それをしっかり売るのが漁協だと私は思っておりまして、漁業者は漁協に漁獲物を全面委託出荷するわけですから、それをどう売るかは多様でなければならないと考えております。漁協がどう考え、販売チャンネルの多角化によって販売力を強化していくかに尽きると思います。したがって、1つ目は、自ら開設する卸売市場で上場する方法。2つ目は、上場しないで他の市場、中央市場も含めて漁協が直出荷する方法。3つ目は、直接販売、漁協が自ら上場しないで業者に売り渡す。4つ目は、自分らが開設する漁協の産直市場等々で販売する。大別すると4つに分かれると思っております。

島根県でも、こういう考え方の中で、平成20年からイオンとの直接取引を開始しております。現在もこれは続いております。これは月3回、定置網2隻、小底2隻、都合4隻をイオンが一匹残らず全部買うという条件であります。全量取引であります。価格形成は、

私どもJFしまねの販売の担当者が、今日の魚はこれぐらい価値があるからこれぐらいで売りますと。イオンはイオンで、やはり自分のところは流通のいろいろな問題があるのでこれぐらいが妥当だと思うと。最終的には話し合いの中で、JFしまねが主導権を持って価格形成するということでもあります。

いま一つは、直接の販売方法として、イオンとダイエーのバイヤーが島根県には3名常駐しております。この人が目利きをしながら、JFしまねの買参権を活用して、うちが買ってイオンへ販売するという仕組みがもう一つあります。この2つでJFしまねの全体の販売量。島根県は小さい県で、生産額は200億円ぐらいの県でありますから、15%ぐらいはJFしまねが買参権活用か直出荷で売ります。イオンとの直接取引は、価格的にはかなり有利な条件で販売されているというのが実情であります。

そういう中で、我々がこれからしっかりやっていくためには、やはり県条例で決められている卸売業者の買い取りの制限、これをしっかり取っ払っていただいて、私は、自己買参権は卸売業者がフリーな立場で取得できる。現在、県レベルで調べてみましたところ、自分のところの市場で禁止規定があるのが3県、条件付き、仲買人が認めればいいですよという県条例の扱いが14県、禁止規定なしが23県、都合こういう形になっております。私は全てフリーにして規制をなくして、卸売業者が全て自己買参権を活用して魚の価格維持を図っていく、このことが漁業者の所得向上につながっていくわけでありますので、ぜひ法改正の中でしっかり活用できるようなことをご検討いただきたい。我々の系統の中で漁協にもそういう指導をしてまいりたい。そのことが漁業がよくなる大きな一つの要点であると。市場の統合に対するいろいろな支援、それから今の法改正というものをぜひお願いしたいと思っております。

いま一つは、企業との連携の問題であります。浜プランの成果を高めていくためには、企業ノウハウ等の活用がぜひとも必要であります。今後、企業との連携をさらに進めてまいりたいと思うところでありますが、現状でも企業参入は多く行われております。現行制度の運用によって、ウイン・ウインの関係にあるものもたくさんあります。今後、浜側の課題も我々自身、整理し、受け入れ体制を整えていく考え方ではありますが、企業側も参入に対してのしっかりとしたビジョン、またそういう提案を示して、浜側との合意形成をしっかり図っていくということにこれからの大きな方向性があるのではないかと私は思います。

改革の主導者は、あくまで推進するのは漁業者であります。改革が本当に実効あるものになるためには、海の上で日夜生計を立てておる漁業者の理解がまず基本になると私は思います。単に大きな有力な企業が入ってくれば浜はよくなる、あるいは法改正をすればそれでよくなる、そんな簡単なものではないわけであります。漁村では、住む人がその地域の思いを持ちながら、地域を維持して今まで来ております。また、そのことが地方創生にもつながっているということであり、ひいては島国日本の安全を守る大きな要素になっていると思えます。

今回の規制改革推進会議での議論が漁業の成長産業化あるいは漁業所得の向上、漁業の活性化につながることを我々も大いに期待をして、ご指導いただきたいと思っておりますとともに、我々自身もしっかり対応してまいりたいと思っているところであります。

なお、具体的な詳細な資料等々につきましては、専務のほうから説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○長屋代表理事専務 専務の長屋でございます。

大分持ち時間が短くなりましたので、少し端折った説明になるかと思いますが、よろしくお願い申し上げます。

資料を用意させていただきましたので、2枚めくっていただきまして、3ページをお開きいただきたいと思っております。我が国の漁業生産量の推移というグラフでございます。ここで見ていただきたいのは、昭和59年、ここで日本は1,280万トンという一番生産のピークを迎える。それから、現状、500万トンを割るということで、ここで800万トンを超える大幅な減少、これについて非常に御心配いただいているところかと思っております。

この800万トンの減少のうち約650万トン、これは沖合と遠洋の問題です。皆様方も御存知のとおり、1977年に200海里体制を世界が引いたことによって、遠洋漁場からいわば撤退を余儀なくされた。これによって200万トンが減った。それから、イワシの資源というのはこの下のグラフの黒い線で書いております。異常な増加をして、1980年代には450万トンまで増えた。これがレジームシフトの中でほとんどゼロまでいってしまった。この2つで約650万トンが減少したということです。

私ども沿岸サイドからの問題とすると、そういうことを外した中でも、このグラフの左側の吹き出しに書いてございますように、遠洋の問題とイワシの問題を外しても、過去においては昭和53年においてピークを迎えた。これが580万トンぐらいでございます。これから現状まで約100万トン強が減少している。この対応をしっかり執っていかなければならないというのが私どもの問題意識でございます。

こういう中で、もう一つ見ていただきたいのは、沿岸漁業というのは、この紫の帯のところでございます。大体200万トン台を中心に安定的にずっと供給してきたところでございますが、2000年ぐらいを境にして、ここから大分生産量が落ちてまいります。ここの問題をしっかりと認識していかなければならない。この背景は、資源の問題もございしますが、いわば獲る力が衰えてきたということでございます。20世紀の時代においては、これは農業と違って、田んぼに当たる漁場は共有でございますから、この間も就業者の数がどんどん減っていったわけでございますが、1人当たりの生産量を上げながら全体の総量は確保してきた。しかし、大体2000年を境にして、これに加えて高齢化が就業者の減少と同時に進行していく。このことによって獲る力がどんどん衰えていったというのがこの問題の背景であると認識してございます。

燃油価格が上昇していく。それから200海里で戻ってきた効率漁法との競合が激しくなっていく。また自由化の進行の中で輸入水産物が大量に搬入され、魚価が低迷していく。

こういう中で先が見通せないということから年間300人から400人の新規参入しかなかった。そういうところがボディーブローのように効いて、沿岸漁業における生産量を低下させてきたということでございます。

その下のグラフを見ていただきたいと思います。このような大変厳しい30年間の縮小からようやく明るい兆しも出てきたところでございます。景気の好転の中で、産地の魚価が上昇するということから、ここでございますように、2013、2014、2015と3年連続して漁業の生産金額は上昇いたしました。1兆4,000億円まで落ちたものが、1兆6,000億まで約2,000億円これが上昇していったということでございます。

また、燃油価格も落ちついて、政策においても、収入・コストの面の安定政策が充実したということから、漁業者も計画的な経営が進められるようになったということもございますし、世代交代もようやく進んできたところでございます。先ほど会長が申し上げましたように、やはり今このときが改革の一番のチャンスであると私どもは認識しているところでございます。

次のページに、先ほど新規の就業者は年間300人、400人という時代があったわけでございますが、近年は毎年2,000名ほどの新規の就業者が入ってきているところでございます。2,000名という数字をどう見るかということですが、漁業の場合、18歳で就業して、50年間の就業。これを掛けますと約10万人がこれで確保できていくということでございます。

このような中で、左側に年齢構成別の就業者の数があります。平成20年、39歳以下の就業者の比率は15.8%、これが28年には17.7%と約2ポイント上昇しているところでございます。私ども、やはりこういう新規の就業者をしっかりと定着させて、育てていって、一人前の生産の中核を担う方々にしていくということでございます。

水産庁が今年公表いたしました新たな水産基本計画の中で、私どもとしては画期的な方向を出したと思っております。ここに書いてございますように、担い手2万2,000経営体に施策を集中するというところでございます。全体で9万5,000経営体ある中の2万2,000経営体という4分の1にも満たないところに施策を集中していくということでございます。これは私どもともいろいろな議論をして、このようなことを打ち出してもらったところでございます。全漁連の試算においても、2万2,000から2万5,000経営体で全体の生産金額の8割を生産します。そして、油は95%以上がこの経営体で使うというのが今の実態でございます。

先ほど会長からお話しさせてもらいましたように、農業は土地を集約することによって生産性を上げる。我々のほうは、この生産の中核を担う階層を世代交代して、しっかりとした生産体制を構築し循環的に維持していく。こういうことを施策の中心に置いていただきたいと思っているところでございます。

6ページには、先ほど会長がお話し申し上げました新しい浜での取組を計画化する。それぞれの浜が生き残っていく戦略を650の浜で策定して、実践に入っているところでございます。この後に取組の実例等も付けさせていただいているところでございます。所得の

向上に向けてそれぞれ広範な取組が行われているところでございますが、この中で今、漁業者が実感しているのは、これまでは船に揚げた魚をそのまま市場に揚げていくということもあったわけですが、船上で1手間、2手間かけることによって鮮度が全く変わってくる。こういうことについて、それをやることによってそれが自分の稼ぎにつながってくるという実感を持ったということでございます。こういうことから、これまでの獲る量を競う時代から、質を重視する時代、こういう感覚に意識が変わってきているということも言えるかと思っております。さらに、この成果を高めるためのビジネスマッチングの推進ということ、私どもも今後、進めていきたいということでございます。

10年前に4年ほど、水産庁とともにビジネスマッチングの事業を進めました。4年間で約300の企業から、浜との連携のいろいろな提案を出していただきまして、このうちから90を選択して、実践してまいりました。いまだに続いている事業もございます。11ページの右側に、そのときの事例としてハモの事例がございます。ハモというのは夏場の関西向けの需要が中心ですが、実際にハモが獲れるのは秋口です。その秋口に獲れたハモを加工する。いろいろな手当てをしながら収入の増につなげる取組を企業の方々と連携してやったという事例でございます。今後、この辺の掘り起こしをしっかりとやっていきたいと思っております。

資源管理の問題については、12ページに記載をさせていただいております。沿岸関係と沖合関係の管理の手法は異なっていると思えます。沿岸は、魚を追いかけて行って、ある特定の魚を獲るということではなくて、どちらかというのを待って、来た魚を獲るということでございます。こういったものの中では、様々な管理手法を長年にわたって考えながら進めてきたところでございますし、それを漁業者の自治、共同管理の中で進めてきた。こういうことを基本としながらも、新しく今提案されているような数量管理であるとか管理の手法、こういうものを考えながら、今やっている管理の手法を点検する、改善するということでございます。そして、資源管理をやっているよということだけではなくて、どういう方法でやって、どういう効果が出ているか、こういうことを説明していく責任も我々にはあるのだという認識で進めていきたいと思っております。

次のページに、これは自主的な管理の中で、サワラの資源回復の取組を載せさせていただいております。サワラは、岡山とか香川で非常に珍重される魚でございます。これが1990年代の終わりで、一番低いところでは生産が200トンまで落ちました。資源量も710トンまで落ちた。

サワラというのは愛媛と香川の間で産卵をして、そこで育って、それから西と東に分かれて回遊してまいります。高知の沖まで行って、また戻ってくる。この間に大体2キロから3キロに太っていくという魚でございます。ですから、1つの県が管理をすることでは、この管理はでき切れないのです。11府県の漁業者が全部集まって、私もこれに関わりましたけれども、それぞれの県で親魚が入ってくる時には、春に禁漁をかけます。そして、産卵をした後、サゴシといって小魚が出ていくとき、秋口に禁漁をかけていく。また、小

さなサゴシを守るため網目の統一をかける。そのようなテクニカルコントロールとインプットコントロールと、あわせて、様々な漁法でサゴシを獲るものですから、これに対しては数量制限もかけていく。このような組み合わせによって管理を進めてまいりました。

先ほど申し上げましたように、2000年に入るちょっと前には、そこまでに落ちたものが、200トンの漁獲が昨年は約2,000トンに、約10倍に漁獲が増えました。資源量も12倍以上に増えたという実績もあるわけでございます。これは国のほうからいろいろなデータを出していただきましたけれども、全ては自主的な管理の中でやり切ってきたということで今後もこの方向で進めさせていただきたいと思っております。

資源を増やしていくためには、漁業者の管理と小魚が育つ漁場の環境保全、もう一つは種苗放流というのが大事でございます。過去の三位一体の税源移譲の中で種苗放流が地方の事務に移ってしまったことによって、今一番困っておりますのは、魚は、その県で放した魚がその県の中で完結しません。何県か先のところまで泳いでいく。なぜほかの県の人たちのために自分たちの税金を使わなければいけないのかという議論の中で、広域種についての種苗放流の取組が、予算が減っております。ブロック単位の取組等、種苗放流の効果がしっかり出る方法を導入しつつ、広域種について国が関与した取組をぜひ御検討いただきたいと思っております。

16ページは、沿岸域の漁場の管理の問題でございます。私ども、先ほど会長が申し上げましたように、なぜ漁協に免許されて、それをもとに調整管理をやっているか。このことについて、それはどういう意義があるのか、そして、このことをしっかりやっていくためにはどういう責任、義務があるのかということをもう一回認識して取り組んでいかなければならないというものを基本にしたいと思っております。

そういう中で、17ページにあるように、様々な企業がマグロ、ブリ、カンパチの養殖に入ってきている。浜との協調型でやってきているわけでございますが、そのような状況の中でも企業の参入障壁が今の制度にあるのではないかと御議論が続いているところでございます。私どもは、やはりこういうことについてはちゃんと丁寧な説明をしていくこととあわせて、先ほど申し上げましたような企業側と浜側の連携をどう取っていくかということについて、生産面も含めてやっていかなければいけないと思っております。

しっかりとした提案をいただく、それを浜側も受けとめてやっていく。こういうマッチングする場を持っていきたいと思っております。自分の技術はこういうものがある、そして、販売なり輸出なりについてこういう力を持っているというところを提示していきながらやっていく。単にこれがもうかりそうだから何とかしてくれという話で漁協の門を叩いても、なかなかそこは厳しい話になると思っております。お互いがちゃんとしっかりとした提案をもとに真剣な議論をしてもらいたいということでございます。

最後、この問題についての3点目は、費用負担の問題でございます。参入していただいた企業のほうから、費用負担について、透明性を持ってやるべきだという御指摘があるわけでございます。いろいろな議論を私どもの中でもさせていただきまして、今年3月に全

漁連では、この費用負担に関わりますガイドラインを定めさせていただいたところがございます。この下に書いてございますように基本的な考え方として、徴収趣旨に合致するような名目に整理する、それから対価性を明確にする。そういうことを基本的な考え方に置きながら、これをガイドラインとしてまとめて、関係する県域を今、回って、それぞれ意見をもらっているところです。年内にはこれをまとめて、年明けからこれに基づく具体的な、全国的な運動を進めていきたいと思っております。

19ページは、先ほど会長が申し上げましたような、漁業者・漁村の持つ国境監視機能を含めた機能を発揮することが、漁村地域を維持していく必要性の一つの背景になっていると思います。

最後に漁協の状況についてお話をさせていただきたいと思っております。20ページでございます。漁協の収益構造でございます。漁協は販売、購買、指導、それぞれの事業を行っているわけでございますが、左側の円グラフにございますように、販売事業が全体の収益の中心を占めているところでございます。農協と違って、信用とか共済の収入は非常に低いのが特徴でございます。こういうことから、先ほど冒頭で申し上げましたような、漁業生産が低下する中で漁協の収支は非常に悪化していったところでございますが、全体的な生産額が回復する中で、漁協の収支も改善をしている。要するに、事業利益が26、27の両年度とも黒字に転化したところでございます。

次のページは、これらの財務改善をさらに進めていく必要があるということで、私ども、当初は漁協の収支の悪化を改善するために合併を進めてきたところでございますが、これがある程度まで行きついたところで、やはり赤字の組合とは合併をしたくない。いわば繰越欠損金の問題が阻害要因となったということで、2007年から約10年かけて、経営不振JF対策を実施してきたところでございます。463億円の繰越欠損金を何とか111億円まで持ってきて、この繰越欠損金についても大体の解消の計画がついたところでございます。今後は、合併、事業統合を通じたさらなる組織の改革を進めていく。

また、最後のページにございますように、合併、そしてそういう事業の統合等を進めて、しっかりとした今後の漁業の発展に貢献する体制づくりを進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○野坂座長　ありがとうございました。

ここで梶山大臣がお見えになりましたので、一言御挨拶をいただきます。

報道関係者はここで御入室をお願いします。

(報道関係者入室)

○梶山大臣　規制改革担当大臣の梶山でございます。

水産ワーキング・グループの委員各位におかれましては、本日はお忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、全漁連、そして水産研究・教育機構の皆様から、漁業関係者の課題、資源管理

の現状についてお伺いすると承知しております。

今、我が国の水産業を取り巻く状況は大きく変化をしていく中で、漁協をはじめとする漁業関係者の皆様の努力のみならず、関連の規制・制度を時代にふさわしいものへと転換させる必要があります。

また、昨今は、水産資源の持続的な利用に対して世界的にも関心が高まっており、クロマグロやサンマなどの我々になじみの深い魚種についても資源の減少が懸念されているところでもあります。

我が国の水産業の最前線で日々お取り組みいただいている2つの団体から、現場で今、何が起きているのか、そして何が問題になっているのかということ率直にお話しただくとともに、委員の皆様におかれましては、成長産業化に向けて積極的な議論をお願いいたしたいと思っております。

○野坂座長 大臣、ありがとうございました。

報道関係者はここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○野坂座長 それでは、ただいまの全国漁業協同組合連合会からの御説明について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。なお、御発言を希望される際には、お名前の書かれているプレートをこのように立てて御発言いただきますよう、お願いいたします。

それでは、よろしくをお願いいたします。泉澤専門委員、お願いいたします。

○泉澤専門委員 御説明ありがとうございます。私からは、20ページのJFの収益構造についてということから2つほど質問をさせていただきます。

まず、事業利益の多くを販売事業で計上しておりますけれども、これはいわゆる共販、共同販売の手数料収入の収益であると思っております。近年、6次産業化等の取組や生産者が直接消費者に直売をするというような機会が増えております。そういう中で、まず漁協が集荷、それから販売、代金回収までを直接執り行う共販事業について、この共販事業全体のどのぐらいに当たるのか。実際には共販を利用する漁業者が減ってきていると聞きます。この中で、ここに書かれてある共販、販売事業での利益に占める、漁協が直接関与しない取引の割合はどのぐらいになるのか、そこをお尋ねしたいと思っております。

もう一つは、まず、販売手数料は漁協によって料率が異なります。全国的に見て、おおよそでよろしいので、下限と上限のパーセントを教えてくださいたいと思っております。

まず、この2つを御質問したいと思っております。

○古関専務理事 御質問について回答させていただきます。全漁連の古関でございます。

全てこの場で回答できるかということもございしますが、20ページにお示ししました販売事業の収益、これは海藻もございまして、魚類の水揚げもございまして、協同組合でありますので、基本的には共販で販売事業が成り立っていると考えてください。

もう一度確認しますけれども、魚類だけではなくて海藻類、例えばワカメとか昆布とか、

そういうものも入ってまいります。そういうことでもありますので、基本は私どものところで把握している限り、漁協の販売事業に入ってくるものについては、原則としては共販から入ってくる。それ以外の、例えば漁協を通さずに漁業者の方がどちらかと直接の取引をされるということも当然、昨今はあろうかと思いますが、大半はそういう形だと認識しております。

販売手数料であります。全て把握しているわけではありませんが、大体5%とかその程度の水準だと思います。ただ、これもその場所、それから産地市場で集めた後の地理的状況等もありますので、そういうことも加味しながら差が出てくることもあります。基本的にはそれを漁業者の方々ともちゃんと相談しながら決めて徴収させていただいている、そのようになっていると考えております。

以上で回答とさせていただきます。

○泉澤専門委員 分かりました。

その中で、地域性によって販売手数料のパーセントがかなり違うと言われております。端的に言えば、景気のいい漁協であれば販売手数料を低く抑えてもいいわけで、事業内容が余りよろしくない漁業協同組合の場合は販売手数料を高くして収益を改善するというような例が見られると思います。その中で、やはり漁業者としては、所属する漁業協同組合によって負担の割合がまるっきり変わってくる。ということは、事業内容のよろしくない漁協に所属する漁業者は非常に負担が大きい。そしてまた、所得の高い漁業者ほど、当然負担が低くなります。所得の高い漁業者が所属する漁業協同組合は、おしなべて内容がいいわけです。ということは、そういう地域格差がかなりあるように聞いております。

特にサケ等を獲ったり、あるいはホタテの養殖という安定した事業に取り組んでいる漁協の場合は、非常に手数料収入が多いのですが、料率は非常に低く抑えられています。それから、債務が多かったり経営内容がよろしくない漁協の場合は、やはり収入を多く上げるために手数料の料率は非常に高いという現実がございます。

こういう中で、これらの地域的な格差について、漁連だとか全漁連としてどのような取組、この格差の是正についてどのようにお考えか、一つお聞きしたいと思います。

○野坂座長 御回答をお願いします。

○長屋代表理事専務 今、販売事業の手数料のことでお話いただいたわけですが、私どものほうで、企業との間の費用負担に関するガイドラインを出しました。1つは漁協自体がいろいろな指導事業を行っている、または漁場の管理をしている、その人件費の負担はあるわけですが、この人たちは稼ぎをしない人たちですから、これを私どもとしては、本来は指導事業賦課金という形で徴収していく。これが基本だと思っておりますが、全ての漁協で指導事業賦課金を取っているということではありません。そのような組合におきましては、例えば販売事業の手数料の中にそういうものを含めて、これは組合員との話し合いの中で決めていくのですが、そういう中で徴収しております。

漁業者と漁協の間では、水揚げをたくさんする人にそれだけの負担をしてもらうという

ことで納得感はございますし、また、泉澤専門委員からございましたように、漁協が抱えた負債等を組合員にも負担してもらうときに、販売事業手数料にこれを上乗せしてやるという場合がございます。しかし、企業との間では、企業が参入した以前にあったものもあることからガイドラインの中では、切り離す必要があるとしています。

それから、漁協がやっている指導事業の負担は、販売手数料に上乗せするのではなくて、別途そういうものを取っていくことをこのガイドラインの中でも打ち出ささせていただきながら、今、全体的な指導を行っていかうと思っているところでございます。

○泉澤専門委員 分かりました。

○野坂座長 次に、渡邊専門委員、花岡専門委員の順番でお願いいたします。

○渡邊専門委員 大変力強く、また心強い御説明をいただきまして、どうもありがとうございます。3点質問させていただきたいと思います。

1つは、最初の岸会長からの御説明にあった、市場法改正をにらんだ御意見として、特に産地市場だと思えますけれども、卸売業者と同じように組合にも自己買参権を認めてほしいという御意見を頂戴いたしました。これは県条例ベースということによろしいでしょうか。その仕組みに疎いもので、法律で直接禁止されているものではなくて、県条例ベースなのかどうかということの確認が市場に関する1点目。

市場に関する2点目で、例えば島根県で、6つの市場に統合されてきたという取組をお伺いいたしましたけれども、これは例えば卸売市場法と関連して、何か現在の規制に不都合な点、例えば市場の統合に不都合な点があるとか、もしも詳細がございましたらお伺いできますでしょうかという点が市場に関する質問です。

2つ目は、資源管理に関する質問ですけれども、資料の13ページです。瀬戸内海で広域にわたって資源管理をされているという御説明があった後で、ただし、広域種苗に関してはなかなかうまくいっていないのだという御説明がございました。例えば禁漁とか、そういう側の資源管理はうまくいっているのに、なぜ種苗でみんなが獲れるように魚を増やしていこうという取組がうまくいかないのか。そのあたりの原因というか背景を御説明いただければと存じます。

長くなって申しわけないのですが、3点目、最後の質問ですが、同じく資源管理に関して、水産庁のほうでTACを定められていますけれども、魚種によってはTAC上限まで獲れていない魚がございます。要するに、それは市場原理に基づくものなのか、それとも最初の岸会長からの御説明にあったような、例えば高齢化であるとか、あるいは設備の老朽化とか、そういった資源的な制約によって魚が獲り切れていないのか。そこはどのようにご覧になっていらっしゃるか、御見解をお伺いできればと存じます。

以上、よろしく申し上げます。

○岸代表理事会長 最初の自己買参権の件であります。御案内のとおりで、卸売市場法で中央市場の規定、それから地方市場の規定。地方市場については、県条例で詳細を決めなさいという規則になっているわけです。中央市場については、卸売業者が自ら買い受け

てはいけませんよという禁止規定があるが地方卸売市場にはない。ただし、県条例制定に当たっては、食品流通局から当初、昭和46年ごろ、それは通知であります、禁止規定をやる場合には、県条例で規定することもできるという条項になっています。しかしながら、卸売業者が自ら買参権を得ることについては仲買人は反対するわけですから、禁止規定がある県がほとんどでありました。

ただ、私は昭和46年から、そういう考え方は違うという考え方で、農政局にも言ったら、禁止規定がないところは違法ではないが好ましくない、こういう話だったのです。だから、うちは昭和46年から県漁連が自ら開設した市場で、仲買人にも理解をいただきながら買参権を取ってきた。

それから、平成16年になって、全漁連もそういう運動をしてきたわけで、ようやく禁止規定そのものが、削除でもないのですけれども、必要に応じて規制することができるみたいな、非常に緩和したものが事務通達で出ております。したがって、買参権の禁止規定がなお書きであるところ、全然禁止しているところ、ないところと、大別すると3つあるわけです。なお書きで仲買業者が不利益がないと認めた場合は、自己買参権でやってもいいですよという規定になっている。実質これは禁止規定なのですね。仲買人がいいですなどということは利害が相反するからあり得ないわけです。だから、そこら辺はきっちりと、そういう曖昧な表現ではなしに、通達というか、今は通知ですね。これは事務通達になっています。そういうことを含めて、希望する卸売業者については買参権をしっかりと与えるように明文化したほうが、私はいいのではないかと思います。

それから、6市場統合についての問題です。それは我々、系統の中の問題であります、一番大きな問題になるのは、やはり漁業者の意識の問題。これは我々内部の問題であります。漁業者は、やはり自分の浜で獲ったものは、自分の目で見ている間に魚を売ってもらいたいというのが思いであります。しかし、それは今は違ふと。全面委託して漁協を信用してやりなさいということで、魚を高く売ることは大事だから、市場統合も理解してくれということで理解を得た。

一番ネックになるのは、やはり施設の整備です。今まで4つも5つもあった小さい市場を1つにするわけですから、それだけの膨大な市場施設も要るわけでありまして。そういう点では、やはり市場そのものを公共の市がやるのか、漁協で自らやるのか、いろいろなやり方があると思います。その辺についての支援措置をしっかりと裏付けしていただいて、市場統合をしっかりと進めていくというのが漁協の販売力をつける大前提になる。漁業者が所得向上する一番大きな成果になる。そのことは、逆に言えば、漁協合併というものを促進する力になります。販売事業というのはなかなかひとり歩きできませんから。それよりは私は、市場統合を機に漁協が合併しやすくなる。そういうことによって全体の漁協の体力も上がっていくという考え方でおります。私はどちらかというと漁協合併よりもまず市場統合をやれという考え方です。

問題点は、施設整備にあたって、やはり経済的な面からの支援措置をしっかりとお願いし

たいということです。

○長屋代表理事専務 資源管理の問題で御質問いただきました。

1点目の瀬戸内海での管理と、種苗放流が停滞していることを2つ一緒に言ってしまったものですから誤解をさせてしまったのかと思います。瀬戸内海は、先ほど申し上げましたように、漁業者の管理と、もう一つ、産卵場等の海藻、漁場の保全等をやっています。プラス、サワラの種苗放流。これによって、これだけの資源回復がなされてきたのだと思っております。

私が申し上げました、広域種の資源放流が今、弱体化している背景というのは、税源移譲によって地方のほうに種苗放流の予算を全部移譲してしまったということです。これによって、県単位でその中で収まるような資源であればよろしいのですが、数県にまたがって、ある県で放したものが2県も3県も回遊するものがありますから、こういうものについては、なぜほかの県の漁業者のためにそういうお金をかけるのかということで、そこが後退をしているというところでございます。このようなことについて、ぜひ効果ある方法をしっかりと見定めながら取組をお願いしたい。

先ほど14ページでお示したように、北海道庁が、これまでニシンにしても放流を非常に低いレベルでやってきた。これを一気に桁の違うような放流をやったことによって、資源がそれだけ一気に増える。それがまた残っていくという、マツカワであるとかニシンの例もあるわけでございますので、単県での取組だけではなくて、国レベルのものをぜひお考えいただきたいということでございます。

TACの数量と実際の漁獲の数量の乖離の問題という御質問に関しまして、基本的には定めた数量というものは、例えばABC等との整合性も含めて、近づけていく努力が必要だと思っております。

ただ、TACについては、我が国の場合は隣接する国との間でまたがる資源がございます。これについてもTACを決めなければなりません。国連海洋法条約の中には、その国で200海里の資源については優先的にその権利を与えるけれども、余った、獲り切れないものはよその国にも与えろという余剰原則がございます。これを踏まえ相手の国との関係も見定めながらTACを設定していく。そういう中で、若干の乖離が生じてくる可能性はあるかと思っております。

○渡邊専門委員 どうもありがとうございました。

○野坂座長 では、花岡専門委員、お願いいたします。

○花岡専門委員 御説明ありがとうございます。

私からも3点、質問させていただきたいと思います。あえて大枠な質問になってしまうのですが、先日のワーキング・グループ第1回のときに、本ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項というものが決められましたので、それに基づいて質問させていただきたいと思います。

1つは、流通のところですか。市場の統合ですとか、企業とのマッチングという御説明を

いただきましたけれども、これから特にIUUとか、人権問題とか、そういうところから日本の市場を守るといふところを踏まえて、サプライチェーンの中でのトレーサビリティの充実といふところが問題になっております。そのあたりはどのような取組をされているのか、伺えましたらというのが1つ目の質問です。

2つ目が、栽培漁業についてです。例えばサワラですと、このように御説明いただきましたけれども、これ以外の、例えば日本海のほうですとか、そういうところでも漁獲量が増えているという報告を聞いております。なので、実際にこのワーキング・グループでも栽培漁業にどれだけの効果があるのかといふことを検証していきたいので、実際に栽培漁業の成果によってこれだけの漁獲が高まったですとか、栽培漁業がなかったら、放流がなかったらどんな状態だったのかとか、そういうデータがあれば共有していただければ幸いです。

3つ目が、12ページの持続的利用といふところですね。ここにおいても実際にももちろん持続的利用を目的に皆様も、生産者様も活動されていると思っておりますけれども、実際はなかなか苦しいのが現状だと私も聞いております。そのあたりで、皆様のお立場からの一番の課題は、一番でなくても幾つもあると思っておりますけれども、課題はどのようなものだとお考えでしょうか。お聞かせ願えましたら幸いです。お願いします。

○長屋代表理事専務 1点目のトレーサビリティの問題でございます。先ほど申し上げましたように、今後、魚の付加価値をどう高めていくか。そういう中には、やはり魚の持っているストーリー、これをどうやって付加価値としていくか。そのための情報提供をいかにやっていくかといふこと、その中で資源の管理はどのような方法でやっているかといふことを、先ほど申し上げましたような説明をしっかりとっていく。それを情報にどう載せるかといふ意味で、トレーサビリティは、私どもとしては取り組んでいかなければならない問題だと思っております。

今、養殖魚については、ほとんど量販店が相手でございますけれども、そのようなトレーサビリティ、どういう育て方をしたか、どういう餌をあげて育ったか。これがなければ買ってくれない状態でございます。漁船漁業の魚については、産地の市場ではこれは全て出せます。どこで誰が獲ったかといふことを出せます。ところが、多段階の流通をしていく中で箱の仕立て替えが行われます。そこでやはりほかのところと一緒に混ざってしまったりする。こういう流通段階でそういう情報を途切れずにどう持っていくか。ぜひ生産者段階プラス流通段階の取組も必要になってくるというのが、漁獲されたもののトレーサビリティの情報伝達のために必要になってくるかと思っております。

それから、栽培漁業によってどれぐらい効果が出たか。これはなかなか難しい問題で、先ほどニシンとマツカワの例はお示しさせていただいたところでございます。どれだけの放流をすれば、どれだけ返ってきたかといふことが言えると思っておりますが、私どものほうで分かるものがあれば用意させていただいて、お話をさせていただきたいと思っております。

今後は、単県でやるだけではなくて、ブロック単位でもやっていくことになっていきます。

例えば九州北部のフグの資源も放流効果がしっかりあります。これをそれぞれの県で放流するのではなくて、例えばフグであればこの県でやるのが一番効果的なのだということだんだん分かってきたところがございますので、こういうことをしっかりと検証しながら、積み上げてきたノウハウをもとにして、効果のある方法をどうやっていくかということを考えていかなければいけないことだと思っております。

最後に、資源管理の課題は非常に難しいところではあると思いますが、先ほどのサワラの資源の問題、私も十数年前にこれに携わりました。11県の漁業者の代表者の方々と漁連の代表による協議を行うのですが、百何十名も携わっている漁業者の方が参加して、相当厳しい声も浴びながらこれをやってきたというところがございます。ただ、ここは信念を持って、そして結果を出していくのが大事だということだと思っております。漁業者はみんな、不信感を持っています。俺がやったって、あいつがやらなければ何ともならないではないかというのがあります。ここをしっかりとやり抜くという信念を最後まで持ってやっていくこと。それから、しっかりと行政のデータ等をもとに結果を出していく。サワラもいろいろなデータを水産庁に出してもらい議論しましたけれども、最初は漁業者は全く信用しません。しかし、議論をしていく中で、漁業者側も、自分たちもデータを出しながら、信頼関係を作りながらやっていく。そこは時間がかかる方法かもしれませんが、漁業者がしっかりと納得をしていくということが大事だと思っております。

先般、国際シンポジウムがありました。その中でアメリカのNOAAの元長官が出てこられて、やはり同じようなことを言っておられました。資源の評価についても漁業者が参加をする。そして、そういう中でしっかりと納得づくでこれを行う。これが一番の早道だということをおっしゃられたのを思い出します。

○花岡専門委員 ありがとうございます。

○野坂座長 では、大田議長、よろしくお願いいたします。

○大田議長 今日は大変前向きなお話をありがとうございました。

漁協の発展のために様々な改革をしてこられたと思うのですが、漁協の中には、協同組合と呼ぶにふさわしくないような漁協もあるという話も聞こえてまいります。例えば1つの企業が漁協になっていて、従業員が組合員になっているといったような例も聞いたりいたしますが、先ほど岸会長からお話のあった、漁協としての本来の役割を果たし得ないような漁協、組合に関しては、組合から外していくというようなことは、考えられないのかというのが質問です。

○岸代表理事長 協同組合にふさわしくないというか、私も全国を全部分かっているわけではありませんので、先生の御指摘があるようないびつな組合があるかないか、ちょっと断定できませんけれども、基本的には漁協は漁業者が作った組織でありますから、いろいろと整っていない部分、施設は別にして組合員の構成、意識の問題、そういうものをこれからきちんと法令に基づいてやらせていくのが我々の責務である。若干御指摘のあるような部分があるかもしれませんが、それはやはり徐々に基本的に直していく。例え

ば組合員の資格の問題についても、いろいろ御指摘される部分があるわけではありますが、整合性を持った組合員の資格というのはどうかということを考えていきます。

私のところは、実は今年から組合員をもう一回精査し直すということを総会で申し上げている。ただ、うちの場合は、先生がおっしゃるような協同組合にふさわしくないような人はいない。島根県に限ってはそういう人はいないと思っておりますので、これからいろいろな実態も見て、いびつな組合は解散以前の問題として、正常な組合に還すというのが私たちの基本的な姿勢であります。

○大田議長 ありがとうございます。

○野坂座長 すみません。1点だけよろしいでしょうか。

先ほどの泉澤専門委員の御質問と関連していると思うのですが、漁協の組合員というのは、漁協に加入することで、漁協の事業を利用する権利は有しているものの、法律上の利用義務があるわけではないというか、その強制力はない。その一方で、組合員が漁協の共販制度を利用することが義務付けられている地域が存在すると聞き及んでおるのですが、この点について実情はどうなのか、把握されていることがございましたら、お教えいただきたいと思えます。

○古関専務理事 今のお話は共販の利用を義務付けるという御指摘ですが、少なくとも私どもとしては、大半の漁業者が漁協の共販に沿って生産物を出荷している訳ですが、それを強制的に出荷しないといけないということではないと理解しております。ただし、共販を維持するといいますか、共販で適正な価格を維持し、また、それが産地としての機能を果たしていくためには、みんなでそこの共販を盛り立てていかなければいけない。自分だけ得をするようなことをしていきますと、せつかくの産地の価格形成といったものがいびつになってまいりますので、そこについて、自分だけ例えば何かをしたいと思っている人が、ちょっとそこはやめておいてくれといったことを強制と捉える方がいるかもしれませんが、我々は民主的な組織でありますので、そこはあくまでも経済原理に則り、地域社会のことを考えながら共販を運営していく。それがその地域のためであるし、業態のためであると理解をしながら運営していると理解させていただいております。

○野坂座長 分かりました。ありがとうございます。

金丸議長代理、お願いします。

○金丸議長代理 ありがとうございます。

今日はお忙しい中、当会議に御出席賜りましてありがとうございました。また、政府がこのたび本気で漁業の成長産業化に取り組もうという前にも、岸会長率いる全漁連が、しかも4年間でいろいろな改革をなされて、厳しい環境の中で漁業者の方々、あるいは漁業産出額が向上している、若い人の参入も増えている。しかも、冒頭お話のあった大きな方針として、今回、規制改革推進会議でこういうテーマを取り上げたことをチャンスとして捉えていただけるということで、大いに今日は有意義な時間を過ごさせていただいております。

そういう中で、あえて質問させていただくのですけれども、先ほど議長からも、あるいは会長御自身も触れておられたと思いますが、いわゆる漁業協同組合を運営とか、財務の健全性であるとか、そういうことも非常に重要だと思うわけです。今日お示しいただいた資料の21ページに、繰越欠損金がかなり解消されてきたという数字の御提示があったわけですが、このことと、18ページの漁業協同組合の費用負担等にかかわる透明性の確保。この透明性の確保がないと、それぞれの漁業協同組合が財務諸表で示されておられるような繰越欠損金の確からしさについて、監査の状況とかによって大きく差が出る可能性があるというのは、株式会社の民間企業でもよくあることだと思います。

そういう中で、全漁連の皆様が漁業協同組合に対して、指導とか監査という責務を担っていただいていると思いますが、信用事業を営んでいる漁業協同組合は公認会計士による会計監査があると聞いておりますが、信用事業が行われていない漁業協同組合の監査は、業務監査と会計監査もあわせておやりになられたほうが、国民から見れば、漁業協同組合の運営に対する透明性の理解が進むと思うのです。そのあたりについて、現状どうなっているのか、今後何か改善をなされるお考えがあるかどうかについて、お伺いさせていただきますでしょうか。

○古関専務理事 御指摘の点であります。確かに繰越欠損金を解消するという事は並大抵のことではございません。それぞれの組合の合理化、効率化をした上で、かつ、これは組合員のための組合であるということでもありますので、その体制を維持するために御負担をいただくということも、これは総会を開いて決めるということもあります。したがって、ほかの漁協よりもそういう面で負担をいただいている組合もございます。ただし、それは組合員の皆さんの合意のもとでやっているということでもあります。

そういう中で、収支について適正に手数料の徴収等が行われているかということですが、先ほど私どもの長屋のほうからも御説明させていただきましたが、そういう適正性を確保するための取組もやっておりますし、また、それを私どもは監査という面でのように検証していくかということもございます。

かいつまんで私どもがやっている監査を申し上げますと、信漁連および信用事業を行っていて貯金200億円以上を保有している漁協に対しては法定監査、これは大企業と同じ、企業会計基準に基づいた監査を実施しております。そのほかに、法定監査の余力等を使いまして、漁連、漁協について、今ほどもお話がありました業務監査、私どもでは漁連に対する監査を一般監査、漁協に対する監査の場合を新一般監査と呼んでおりますが、それらの監査を実施しております。ただ、いかんせん漁協ですと950を超える漁協がありますので、単年度で全て回ることはできません。そういう中で順次監査のレベルを引き上げながら、業務監査、中には必要に応じて会計の面も見させていただいておりますが、新一般監査の場合は県の漁連の力も借りながら、どちらかというと漁連が実施主体で、我々全漁連では企画と言う分担でやっておりますが、そういうことでやらせていただいております。

先ほど申し上げましたように、数が多いものですから、一般的な管理体制、いわゆる内

部統制体制という側面で見えてまいりますので、多岐にわたります。したがって、今、そういう御指摘もある中で、各種手数料についても適正であるということも改めて監査で見ないといけないと思っております。監査の手法等々の検討を行い、近々にそういう監査にも着手しようと考えているところであります。その点については御理解を賜ればと思っております。

○金丸議長代理 ありがとうございます。

○野坂座長 本日は所用により御欠席されておりますが、有路専門委員、中島専門委員よりあらかじめ御意見を頂戴しております。この場で御紹介させていただきますので、こちらにつきましても、全国漁業協同組合連合会から御意見をいただければと思います。

有路専門委員からは2点、御意見を頂戴しております。

まず1点目として、漁業権の問題は漁協のガバナンスが的確に行われることで、大きく運用面の改善があり得ると考えられます。その点では、全漁連は全国の漁協の上部団体として、今後さらに実行力のあるガバナンスが漁連、漁協に対して行われることが必要なのではないかと考えられますが、この点の考えを御教示ください。また、ガバナンス上の法的拘束力を御教示ください。あるいはそれが存在しない場合のガバナンスの根拠を御教示ください。

2点目として、漁場行使料について、費用負担の透明性を高めるという方針は大変画期的である一方、一部漁協で対象によって費用負担の単価を変えているという実態、企業なのか個人の漁業者なのかによって大幅に単価が異なるということをどのように考えていらっしゃるのでしょうか。また、資材購入や販売において、実際は使用していなくても漁協を通さないといけないということで、その企業や個人の意思に反し多額の費用負担を強いるケースがある事実について、それは認識していないのか、あるいは認識しており厳しく指導すべきと考えているのか、いずれをお考えなのでしょうか。御教示ください。なお、本当にその漁業者や養殖業者が能動的に利用していて、実際に費用負担をしなければならないケースは、当然ながら企業であろうと個人であろうと費用負担することは当然と考えます。

次に、中島専門委員から4点、御意見を頂戴しております。

まず1点目として、養殖場の新設に際しては、県ごとに対応の差があり、新規参入が認められるまで何年もかかる場合がある。また、地元関係者との利害関係の調整が不可欠であるが、その役割は進出企業自身ではなく、行政または漁協が担うべきであり、漁業権特区制度設置など積極的かつ迅速な対応が期待される。

2点目として、漁協と民間企業の共同事業をもっと活発化させるべきである。例えば養殖魚の輸出事業などは有望であると思われる。

3点目として、多くの小規模養殖業者が苦しい経営を行う中、特に出口戦略、販売面において、漁協はより積極的な支援を行うべきである。

4点目として、現在、区画漁業権の一斉更新は5年に1度実施されているが、新規参入

や事業拡大を活性化するには、3年に1度程度の期間で更新されることが望ましい。

以上、有路専門委員、中島専門委員の問題意識を御紹介させていただきました。こちらにつきましても、全国漁業協同組合連合会より御意見をお願いしたいと思います。

○古関専務理事 それでは、有路専門委員の最初の漁業権に係るガバナンスというところについて、お答えさせていただきます。

漁業権についてのガバナンスということですが、私どもとしては、漁業権についてだけのガバナンスというよりは、漁協そのもののガバナンスということととらえるべきで、ひとえに漁協は生産者の協同組織でありますので、民主主義に基づいて運営されることが全ての基本だろうと考えております。ましてその上に、昨今、世の中全体で守らないといけないようなガバナンスもありますので、そういう点については、行政、水産庁等々の御指導を仰ぎながら、私ども全漁連の指導事業として、漁連あるいは私どもが直接の指導を行っているところであります。

特に漁業権に係ることであっても、基本はその地域の漁業者の皆さんが納得して例えば新しい方が入るとか、あるいは何かをどうするかということを決めるのが漁協の基本でありますので、そういう民主的なプロセスをきちんと守った中で、様々なニーズに対応していくというのが私どもの協同組合としての姿勢であるし、また、それが進むべき道だと考えて、やらせていただいているところであります。

行使料の件は、お願いします。

○長屋代表理事専務 有路専門委員からの御意見として、漁業者と企業では単価が違うのではないかということ。それから、利用していない資材等についての手数料を取られているのではないかということについては、先ほど18ページでガイドラインのことについて書かせていただいておりますけれども、基本的な考え方として④にあるように参入企業と他の組合員と同等に扱う、公平性をちゃんと確保していくことを基本にすること。それから、使途と一致するような名目に変更して、しっかりと話し合いのもとで決めていく。こういうことをこのガイドラインに沿って進めていきたいと思っております。

中島専門委員からの御質問におけます、参入のハードルが県によってだいぶ違う、厳しいところとそうでないところということかと思いますが、私どもは、企業との連携を生産段階も含めて進めていくために先ほど申し上げましたマッチングの場所を作って対応していきたいと考えています。そのときには、企業側も、先ほど申し上げましたような、どういう技術を浜のほうで活かしたいのか、または自分でどのような販路なり輸出についての考え方を持っているのか。そういうことについてのしっかりと提案を出していただく。

そして、私どもも浜プランを実践していく中で、浜側もそういうものを受け入れるベースができ上がってきておりますので、提案をそういう場へ上げていただく。これまで個別にやっていただいたところを、そういう場を設けることによって、企業の方々と浜側をしっかりとマッチングするような場所、これをできれば来年度から進めていきたいと思っております。

漁協と民間企業の連携は、先ほど申し上げたように積極的に進めていきたいと思っています。ぜひ、輸出関連も含めてお力を貸してくれる企業からの提案をいただきたいと思っています。また、販売面の支援ということについては、やはり県段階におけます、先ほど会長が申し上げましたような市場統合または施設統合を行うことによって、漁業者の取組を受けとめていけるような体制を作っていくかということが大事かと思っています。

最後にございました区画漁業権の更新を5年から3年に短くすることも考える必要があるのではないかとのご意見については、これは両面あるかと思っています。企業の方々の中で、とても3年では投資できないよという方々の意見もございます。これは様々な御意見があるところでございますから、一つのお考えとして、また御検討いただくことかと思っています。

それから、特区の話が出ましたので1つだけ言わせてください。復興特区制度を適用し、宮城県の桃浦かき生産者合同会社に知事から直接免許が与えられました。私ども、この問題は2つの側面があるかと思っています。1つは、地元の企業と漁業者15名で合同会社を作ってやっていった。これは先ほど申し上げましたような生産面のビジネスマッチングの1つのモデルとして、推進すべきだと思っています。漁協のほうと話をしながら、早くそのようなビジネスモデルに持っていくことが必要かと思っています。

一方で、桃浦の合同会社は、漁協側も組合員として認めて、行使権も認めて、特区を使わなくても行使できることになっているのです。しかし、特区というものを使うと決められてしまったことによって、話し合いで緻密に調整しているものの中に、どんと天領のように割り込んでいったということで、いまだにその軋轢が地元の中にはある。このため、利用する海面に緩衝地帯を設けて、無駄な漁場ができたりということが私は起きているのだと思っています。そういった意味では、一番の大事なことは浜全体で取り組むということかと思っています。漁協側も前に向けての取組をやりますので、企業との連携をしたモデルとして、成功させるように、私どもとしても力を出していきたいと思っていますところでございます。

○大森常務理事 小規模な養殖の業者を漁協がどのように管理、支援していくかと。養殖の飼料や給餌方法を含めて、その地区の小規模な養殖業者の規格を統一していってあげるような指導を漁協が行って、それでその生産物を集荷して、一つの規格として、ブランド化して、輸出も含めて展開していくという事例もございます。そういったことも一つの手法として進めてまいらなければとも思っています。

○野坂座長 ありがとうございます。

それでは、時間となりましたので、本議題については以上といたします。

全国漁業協同組合連合会の皆様、ありがとうございました。どうぞ御退席をお願いいたします。

(全国漁業協同組合連合会退室)

(国立研究開発法人水産研究・教育機構入室)

○野坂座長 それでは、議題2「国立研究開発法人水産研究・教育機構からのヒアリング」に入ります。

本日は、水産研究・教育機構から宮原理事長、檜山研究推進部長にお越しいただいております。

昨今は、先ほど大臣からもお話をいただきましたとおり、クロマグロやサンマの漁獲高の減少がいろいろなメディアを通じて報道されています。我が国の資源管理の実態について、国際会議でのやりとり等も交えて、水産研究・教育機構から20分程度でお話をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○宮原理事長 こんにちは。水産研究・教育機構の宮原でございます。

時間が大変限られていますので手短にお話しします。取り急ぎ、既存の資料などをばたばたとまとめただけです。分かりづらいものが大分あると思いますので、後で質問をぜひしてください。隣におりますのは資源研究の専門家でございますので、何でも答えられると思います。

それでは、始めさせていただきます。

最初のページですけれども、表紙をめくっていただきますと「我が国周辺海域での漁獲の特徴」というのがございます。これはいろいろなところでお話が出ていると思いますので、あえて細かく説明しませんが、水温が高いところだと、やはりたくさんいろいろな魚種が獲れるという特徴があり、寒いところに行きますと、アイスランドみたいなところでは魚種が少ない漁業になりますので、中緯度の我々のところはちょうど間ぐらいだということで、右下のグラフにありますとおり、20前後の魚種が漁業の主体ということになります。

次のページをご覧くださいなのですが、これもいろいろなところから出てくる漁業・養殖業の生産量の話でございますが、昔の話は余りしてもしょうがないので、80年代から後のことを見ていただきますと、よく日本の漁獲量が減ったのはイワシが獲れなくなったからだという説明が多いのですが、下の図を見ていただくとおり、イワシの減少というのは90年代前半で終わってしまっていて、イワシの減少をなくしても漁獲量は減り続けている状況にありまして、資源上の問題があるのだということが、この1つの事柄でも分かるということでございます。

次のページをめくっていただきますと、日本の地図と周りにいろいろな魚を描いてございます。日本の周りの水域は非常に生産量が高いのですが、特徴的なことがございます。世界の3大漁場のほかの漁場は、大陸棚が広くて、そういうところに比較的浅いところにたくさん資源がいる。特に底に棲んでいるヒラメみたいな、あるいはタラミみたいな魚が多いのですが、日本の周りは海流が複雑に流れているということがあって、そこに浮いて泳いでくる、浮き魚（うきうお）と我々は呼んでいるのですが、マグロを初めとして、サバですとか、サンマですとか、イカですとか、要するに浮いて泳いでいて底にくっつかない魚が非常に多いという特徴がございます。

我が国の資源評価は、そういった浮いている魚を中心にしまして、資源評価している50種84系群の中の7魚種19系群をやっているという、資源評価のTAC対象種はそういう状況でございます。

国際機関における資源評価でございますが、これはカツオ、マグロ、最近はサンマが入ってきたということでございます。TAC対象魚種は、今度、クロマグロを入れるということで、行われているところです。

ここで覚えておいていただきたいのは、日本の暖流、寒流がぶつかるという非常に特殊な水域でございます。毎年、海流の状況によって、漁場の形成ですとか来る魚が変わってくる。それから、日本の周りで卵を産む魚が多いので、その海流の状況によって卵の生まれ方が変わるので、資源の動向も非常に上がったり下がったりが激しくなるということで、日本の周りでは海流をよく調べることが大事になります。

資源評価のためのデータの収集、次のページでございます。これは既にほかのところでも説明があったかと思いますが、漁業情報を集めるということがまず基本にございまして、ここでは都道府県の職員あるいは研究者の方、それから漁業者本人、漁協と、こういう地元ネットワークを通じて我々がデータを提供してもらっております。

それから、これだけでは足りなくて、調査船で、先ほど申し上げました日本の周りの海流の動向を調べる海洋調査、それから卵あるいは子供がどう生まれているかという稚魚の調査、実際に魚を獲ってみてどれぐらいいるのかという調査をやってございまして、その捕らえた魚の中から、耳石というのですけれども、耳にあります石を使って、これが年輪のような輪をつくりますので、これで年齢を査定する。年齢を決めていって、何歳の魚がいるかということ調べていくという、最後の標本調査、サンプル調査もやっているということでございます。

次のページになりますが、今日のお話の中の多分一番大きなポイントになると思うのは、調査船調査ですとか漁獲物調査のデータを取りまとめまして、資源量推定というのをやります。資源量が今大体どれぐらいいるのかということをやりますので、それぞれの資源量推定で、どちらのデータに対する依存度が高いかというのがございまして、いずれにしても両方のデータを使って、ズワイガニとかスルメ、イワシですとかサバ、こういったものの分析をします。コホートは何だという話について、これは後でもし御質問があれば答えますが、そういうことをやるのですが、問題はその下でございます。

資源量が分かったところで、実際に魚の資源をどちらに持っていくべきなのか。まだもう少し獲って減らしてしまっているのか、あるいは増やしていくのか。増やしていったらどこまで増やすのかといったことを、漁獲のシナリオを決定して、生物学的にどれくらい獲っていいかという量を決定することになりますが、この漁獲のシナリオの決定の方法が、我が国と国際機関では違うということがございます。

次のページを開いていただきたいのですが、非常に単純にした図を上の方に2つ描いてございます。右側は神戸マトリックスと呼ばれる、神戸でやった国際会議で作り出され

た黄色、赤、緑のマトリックスなのですけれども、これはどういう意味かといいますと、縦軸が漁獲強度をあらわしております、これ以上獲ってはいけないよという漁獲量の強度をあらわす F というものがございまして、そこのベスト、一番生物資源を維持しながらたくさん獲れるであろう量を MSY というのですけれども、その量の漁獲圧力の部分が F_{MSY} 、それから資源量、これはバイオマスですけれども、 B_{MSY} 、ここのポイントが資源のよしあしを決める判断の基準になりまして、この B_{MSY} より大きい資源量があれば緑の部分に入り、かつ漁獲圧力も最大の収量を維持できる漁獲圧力よりも小さければ緑だということで、国際的な資源管理、非常に単純に言えば、この緑の中に資源を置いておくということを目指しにやることとなります。

資源を獲り過ぎる、漁獲強度が強過ぎる、実際に資源量が B_{MSY} を割った状態になりますと、これはもうレッドゾーンで、できるだけ早くここから出なければならぬこととなりますし、下のほうの黄色いゾーンに入りますと、漁獲強度はそれほどでもないのだけれども、生物量自体が小さいので、生物量を増やしていかなければならぬゾーンになります、これは黄色。右上のほうの黄色については、漁獲圧力が強過ぎるので、これを減らして緑の方向へ持っていきなさいと、こういうことを漁業戦略、シナリオとして考えるということのための図です。

この中で日本と国際ルールの中で大きく違うのは、日本の場合は $B_{threshold}$ と書いてありますけれども、これを割ったら資源をそこまでぜひ回復しなければならない B_{limit} という形で書いてある。 F_{limit} は、ほぼ F_{MSY} に相当するものでございしますが、これを上回らないような漁獲圧力で管理しましょうということで、 F_{target} というものを設定しようとしています。この管理の仕方では日本と国際資源管理の違いは、 B_{MSY} をどこまで持っていくのかというターゲットが決められていないところが大きな違いでございます。このターゲットに持っていくための戦略みたいなものがまだ作られていないのですが、ここが1つ問題点になります。

それから、国際資源のほうもこんなに単純に緑、赤、黄色が区別できるわけではなくて、 B_{MSY} あるいは F_{MSY} がなかなか分からないという資源がたくさんありまして、こういうものについては、比較的安全なように資源の増大方向で管理をすればいろいろなやり方があるのですけれども、この B_{MSY} 、つまりターゲット、目標とするような資源量、こういったものを見出すのは、どこの国際機関でも大変苦労しているところでございます。

一例だけでお話ししますが、大西洋のクロマグロ、これはワシントン条約などで大騒ぎになった魚ですが、これについても目的の資源量はまだ決まっていません。どこまで持っていったらいいのかが決まらないぐらい、大変難しい問題でございます。

次のページですけれども、では、日本の資源はどうなっているのだというお話があると思いますので、次のグラフを用意してまいりました。このグラフに描いてありますのが、先ほどの1.0というのは B_{limit} 、これ以上減らしたらまずいから、そこから先は増やさなければいけない。それより減ったら増やさなければいけないという部分が、太線で描いて

あります縦棒の1.0という部分です。

Fのほうのこれ以上増やしてはいけない部分は、横軸で描かれている1.0の部分でございまして、これもやはり同じように、右下の四角の中に入れていいわけですが、ではMSYとの関係はどうなるのだという質問があると思いましたので、試算したMSYとの関係を比率で示してございまして、明らかに B_{MSY} 、国際的な基準よりも上に行っている資源は、緑色のポイントで示したものだけです。それから、明らかにだめな資源は赤で示してございまして、スケソウダラ日本海系群、これは漁獲の圧力も下げて、しかも、早く増大させないといけないゾーンに入っています。マサバについては、もう少し増やさなければいけない赤のゾーンに入っています、ほかの大部分の魚は、サバ類ですとかイワシ類なのですが、みんな黄色で、行き先がまだ決まっていないといえますか、目標が決まっていない状況にあるということになります。

国際的な資源管理の仕組みの話について、太平洋クロマグロの例を引いてこれからごく簡単に説明します。次のページを見ていただくと分かるように、国際機関は必ず、これは地域漁業管理機関、漁業を管理する国際機関ですが、科学委員会と本委員会という2つの組織で成り立っています。科学委員会は、今言っているような資源の評価をし、どれくらいを獲っていいかという科学的に見た根拠を示す委員会なのですけれども、その根拠を示すためのガイドラインみたいなものは、本委員会から必ず与えられているということで、本委員会と科学委員会のやりとりでシナリオを決定していきます。こういう長期的な戦略ですとか目標設定、クロマグロで言えば、どこまで、いつまでに回復させるかということ、本委員会と科学委員会で相談しながら決めていき、それをセットした上で科学委員会はどれくらい獲っていいかという計算をする。こういうことになります。

太平洋クロマグロについては、ようやく最近、これの目標値を決めたところでございまして、これは9月にやった委員会で決めたところで、2034年までに60%以上の確率で初期資源量の20%を達成するのだということで、13万トン为目标にして資源管理していくということが決まりました。

その中で、その下のほうは細かいことなのでいいのですけれども、回復の確率が高ければ増枠を検討してもいいよということが附帯条件でついているということでもあります。大事なのは回復目標がはっきりしたということでございます。

次のページは、具体的に今、資源量がどうなっているか。これはいろいろなところで新聞などにも出てくるクロマグロの親の魚の資源動向でございしますが、今、底に近いところにいて、これを4万1,000トンという中間値までに2024年までに戻し、さらに2034年までに13万トンという数字まで戻すということを決めたところです。

ところが、資源管理の面倒くさいところは、将来の予測をしなければいけないということで、現在資源量が決まっていたとしても、将来の予測はそう簡単にできません。

ということで、次のページを見ていただきたいのですが、これはクロマグロの資源の回復の予想の線でございまして、普通は太いラインだけしか描いていないので、非常に行き

先がよく分かるように感じますが、そうではなくて、実際にはシミュレーションの計算を1,000回ぐらいやりまして、1,000回やった線の結果は、点線を出ているいろいろな線が出てまいります。その線の中で、60%以上の線が上に出るような線が太線で示す線だということで、将来については極めてあやふやな状態で決めざるを得ないという問題がございます。

そこで何が大事になってくるかというのは、一番大事なのは、資源が本当に思ったとおり回復するかどうか、どれだけ子供が生まれてきているかということでございまして、これはクロマグロに限らず、どの資源でもこういう将来予測をやったときに、それが合っているかどうかをチェックするためには、子供の生まれた量をチェックしなければなりません。クロマグロの場合も、子供の生まれた量をチェックするというのが大変大事な調査項目で、それで本当に親魚が増えていくというシナリオが間違いなく実現されているのかどうかをチェックするということをいつもやっています。

これは日本の周りの資源についても同じようなことが言えまして、イカですとか、サンマですとか、こういったものも生まれてくる魚の量がどれくらいなのかをチェックするのは大変大事になってきます。

次に、日本の資源との違いを考えるために、もう一枚追加してございますスライドがございます。これは太平洋系群のマサバでございますが、これは非常に悪い状態だったのが近年非常に良くなってきて、点線の部分が B_{limit} と言っているもので、これを割ってはまずいですよと言っている資源の水準です。この資源の水準をついこの2015年にクリアしたところなのですが、では、これをここからどこまで資源を増やすのか。あるいは大きいサバをもっと増やすべきなのではないかとか、いろいろな議論があります。小さいうちに獲らずに、ノルウェーから輸入しているのと同じぐらい大きいサバにするまで我慢すべきではないかとかいう議論がたくさんありますが、そういう議論については、まだまだ詰められていなくて、この段階で止まってしまっています。

これについては、今後、目標をどうやって設定するのかという議論をちゃんとしなければならぬし、そのためのシナリオが設定されてこそ初めて、資源評価の結果がちゃんと政策に反映できるということになります。

最後に「今後の課題」を書いてございます。これは調査の拡充が大事ですよということで、先ほどから繰り返していますので簡単にしますが、海洋の調査も大事ですし、先ほど申しました子供が生まれてくる量、加入量調査というものがございまして、今、地球温暖化ですとか大変大きな海洋の影響が出てきていますので、この辺については、今年から日米で協力をして、太平洋の東西でどういふ変化が起こっているかという共同調査、あるいは情報収集強化が始まりますが、そういったもの。それから、沿岸からもっときめ細かい情報をもらわなければならないということになります。

それから、科学的な資源評価は、どうしても今後どこに行きたいのかということをはっきりさせなければならないので、このためにはやはり漁業者との対話が大事になってまい

りますし、一番協力してデータをもらっている漁業者あるいは都道府県と考え方を一致させることが大事になってくるということになります。

最後に、その他にありますのは、実は200海里の外で中国の違反船などがかなりの漁獲を上げているということなので、こういうものについては、衛星情報等を通じて、今、推定をしておりますけれども、そういったことをもやらなければいけないということです。

最後に、今回与えられた課題ではないのですが、1つだけ情報を提供させてください。これは養殖魚の効率性の比較です。水産業の成長産業化を考えるとどうしても養殖魚というのが成長産業の鍵になると考えられておりますが、日本の主力でありますブリとかクロマグロは、ほかの国際的な養殖魚に対しては競争力がまだ非常に弱いというのが分かります。これを見ていただきますと、種苗、子供ですけれども、子供はまだ天然で獲ってくるものに日本の主要魚種は頼っています。片や大西洋サケ、あるいはパンガシウス、これはベトナムのナマズなのですが、大変良質の白身魚を提供するので、最近はスーパーマーケットでの買い付けなども大変増えている魚ですが、こういったものを人工でも獲れるし、天然でもたくさん獲れる。それから、飼う期間も圧倒的に相手方の国際魚種のほうが早く製品化できる。餌についても、日本の場合はまだまだ生で獲った小さいサバをやってみたり、イワシをやってみたりということが多いわけですが、ほかの競争相手のほうは配合飼料、場合によってはそれ以外のものでも育つ。

増肉係数、これはいろいろな計算の仕方があるので議論があるところですが、ご覧になって分かる通り、ブリでも1キロ作るのに2.8キロの魚の餌が要るところに対して、一番下のパンガシウスは0.5キロ。これは魚みたいな餌をやらなくても、いわばごみで育ってしまうという非常に効率の高い魚なので、そういう差がある。クロマグロに至っては1キロつくるのに14キロからの生餌を使うということで、価格差があるとはいうものの、国際競争力をつけるためにはこういった部分、安い餌で早く育つという品種改良をしないと、成長産業化することができないということになります。

ということで、うちの研究所では、もう一つの大きな柱として、養殖の効率化ということに取り組んでいるということを最後に御報告して、終わりにします。

ありがとうございました。

○野坂座長 ありがとうございました。

ただいまの水産研究・教育機構からの御説明について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、花岡専門委員からお願いいたします。

○花岡専門委員 御説明ありがとうございます。

恐らく今回、日本の公的機関として初めてMSYという数値、客観的な指標を用いて示されたかなというところを高く評価させていただきたいと思います。

あと、これまで水産庁、例えば漁業資源全体、漁獲量全体も、マイワシが減ったから日本の漁獲量が減ったのだというような説明をされてきたと思うのですが、そういう

ところも独立された研究機関として、マイワシではない部分でもじり貧になってしまっているということをお示しいただいたところ、これからもそういうものをよろしく願います。

質問がたくさんあるので幾つかに分けさせていただけたらと思うのですが、ページごとに行きたいと思いますが、最初に7ページ目、漁獲規制のルール。これは日本と国際的な考え方の違いをお示しいただきましたけれども、違うのにはそれぞれ理由がいろいろあるというのはあると思うのですが、違うことによるデメリット。どのようなデメリットがあるのかというのを客観的なデータの収集と、それに基づく予測をされて、また、水産庁が国際交渉に使う基盤となる資料を作られるというようなお立場、独立研究機関として、どのようなデメリットがあるかということをお聞かせください。

次の8ページです。これは本当に衝撃的だなと思うのですが、現行の水産庁が出している基準だと、そこまで悪くないのかなと見えるかと思うのですが、実際は最大の漁獲量を見込めるのはもう2系群しかなくて、残りは獲り過ぎの状態、あるいは資源量が減っている状態で、何らかの規制強化が必要だという理解。つまり、もう2系群しかないのだという理解で正しいかどうか、確認をさせてください。

また、同じページで、TAC対象系群は19系群あると思うのですが、ここでは丸が11個しか見つけられなくて、その理由も、もしよろしければ教えてください。

この発言の後にまた質問もあるので、この発言の最後に、最後のページの養殖のところ。確かに養殖はこれから伸びていくことが必要だと思いますけれども、先ほどの全漁連のときも質問させていただいたのですが、栽培養殖については、こちらにはないのですが、研究機関としてどのようにお考えでしょうか。サケとかマス、アワビとかサザエ、そういったものはある程度の成果があるのかなと思うのですが、そのほかについてはどれだけの成果があるのかと。あるいはまた、経費を投じて放流するわけですが、コストパフォーマンス的に合っているのかどうか。もし同じ経費をかけるならば、やはり給料補償とか漁獲圧力を減らすという方向に回したほうがいいのではないかと思いますので、資源評価の観点から検討をし直すべきだと思いますので、放流事業の成果についてのデータがあれば、御提示いただけましたら幸いです。

すみません。たくさんになりましたが、またこの後もあるので、とりあえずこれでお願いします。

○宮原理事長 7ページのデメリットという話ですが、デメリットというよりも、生物学的には確かにある程度の水準をクリアしているということで、ここからこれ以上割っては困るのだというところはクリアしているのですが、そこから先をどれくらいの収量に持っていきべきなのかについては、何ら指示が与えられていない状況にあります。というのは、単純に言うと、できるだけ現状から余り規制を入れなくて済むようにするということが今までの我々に求められていたものの一番大きな主眼だったので、そうではなくて、やはり日本の周りの資源をもう少し豊かにして、収量も増えるような状況に持っていき

うことに転換してもらえれば、そういう答えを出すようになっていくのだと思うのです。それが今後必要だと思いますし、ある意味、成長産業化の基礎が、まだポテンシャルが随分残っているということで、資源を上げていくことによって収量がまだまだ上げられる余地があるということなのだろうと思うので、そのように取っていただければいいのではないかと思います。

それから、2系群しかないということなので、これはMSYを計算してみればそうなるのだということなのですが、MSYも状況によって変わってきますし、本当にそうなのかというのは分からないので、資源学というのは、一応理系なのですが、絶対的に回答ができるような、数学のような学問ではないので、増やして行って、子供が本当に生まれて、ちゃんと資源が増えていくのだというところをチェックしながら、実際に適用してやっていく科学的なもので、そういうことを理解していただきたいと思います。

確かにまだほかのポイントについては、黄色のポイントについては、一応のレベルはクリアしているものの、これからまだ増やせば収量が増えるポテンシャルを持っているという意味で考えてください。

赤については、本当に早く黄色ないし緑になるように、痛みを伴う規制をやらざるを得ないのですが、こういったものが残念ながら幾つか出てきているということでございます。

それから、栽培漁業のデータは持っていませんが、養殖、栽培漁業については、放流については特に日本の漁業の特徴的な、浮いている魚について放流するのは余り効果がないというのははっきり分かります。それはやはり定着性、あるいは底に棲んでいるものについてはかなり効果が出るのではないかと思いますけれども、日本の漁業の主体になっているものについては余り効果がないのではないかとということが、これは定性的に言えることなのだろうと思います。

ただ、長年、日本は栽培漁業ということで、各県の協力を得て、ほとんどの主要魚種について卵を採って子供をつくるという技術をつくり上げてきました。そういう意味では、養殖業のもとになる技術は日本の中はかなり蓄積してございまして、それをもう少し養殖に向けた、先ほどもお話ししたとおり、お金がもうかるような養殖のテクノロジー開発に今、方向転換をしなければいけないのではないかと強く感じています。

○花岡専門委員 ありがとうございます。

続けてもいいですか。

○野坂座長 手短にお願いします。

○花岡専門委員 ありがとうございます。では、質問の残りを続けさせていただきます。

13ページと8ページと両方なのですが、13ページですと、MSY基準を超えていないものが32系群なので、超えているのは4系群ということで、8ページに、そのうちTACの対象系群はMSY水準を超えているのが11系群中2系群ということでした。つまり、TAC魚種でないものでMSYを超えているのは21系群中2系群。つまり、非TAC、TAC魚種ではないもののほうが資源状態が悪い種類が多いという理解でもよろしいでしょうかということ。

同じページで、この32系群において、具体的にどの種や系群が、どのような資源状態や資源圧力の状態にあるのかというのを教えていただけますでしょうか。今回この場で全て32系群御説明いただくのは時間も無いと思いますので、次回の会合かいつかまで時間を設定して、そのデータをいただけますと。というのは、MSY以下になってしまっている中で、どれがどれだけ悪いのかというところも見させていただければなと思うからです。

もう一つが、やはり同じページで、日本では何百種類もの魚を対象に、魚だけではないですけれども、漁業が行われていて、系群で言えばその何倍にもなります。ただ、ここで出されている32系群とありますけれども、それ以外はどのような実態にあるのでしょうか。もし情報不足ということでしたら、どのような情報が不足していて、なぜそのような情報を入手することができないのでしょうか。先ほどそのような資源情報や漁獲情報を提供してもらおうという言葉が使われましたけれども、そのあたりも含めてボトルネックだとお考えのところ、情報を入手するためのボトルネックとなることを共有いただけましたら幸いです。お願いします。

○宮原理事長 今、檜山のほうから補足させますが、基本的には子供と親の関係をはっきり把握できていないものが多いということがボトルネックなのです。これは先ほどから申し上げているとおり、経験的に調べていく以外になくて、増えていったときに子供の生まれ方がどう変化していくのかということのをこれから経験的に積んでいかないとできない。実はもっと言ってしまうと、随分低い水準にまで下がってしまっているものですから、これを上げるという政策を取らないと、本当に漁獲が増えていくのかということが立証できないということが一番のボトルネックです。

どうぞ。

○檜山研究推進部長 TAC対象種とそれ以外の比較ですけれども、もともとTAC管理が始まる以前から、漁獲圧がTAC対象種のほうがやや低目であったということはあるのですが、その後の経過を見ても、TAC対象種の漁獲圧、ここで示しましたFが経年的に減ってきているのに対して、それ以外の魚種ではそういう傾向が顕著ではないということで、TAC対象種のほうが漁獲圧を下げるという管理効果が見られている。それに伴って、資源量のほうの経年的な傾向はそれほど顕著ではございませんけれども、図にお示しましたように、 B_{limit} を下回ってしまっている資源が少ないという意味においては、TAC管理が機能していると言えるのではないかと考えております。

具体例につきましては、MSYを下回っているものがほとんどだと申しまして、MSYに近いもの、それからほど遠いものもございまして、MSYに近い、例えば80%とかそれぐらいあるのではないかと見積もられているものと、それ以外の低いものが、大まかに言ってしまうと、3分の1程度が前者で3分の2が後者という感じを持っております。

ただ、先ほど宮原も申しましたように、これは試算でございまして、MSYといってもいろいろな仮定に基づいて計算しますので、その仮定の置き方とか手法によって異なります。私どもが今、MSYと言っておりますのは、親と子の関係も使いますが、それに加えて加入量

の不確実性について検討しております。先ほど来、宮原が強調しております資源評価の不確実性もありますけれども、水産生物の持つ特徴であります加入量の不確実性を考慮した場合に、どのような資源水準が好ましいかという観点から計算しております。

また、MSY水準は、いろいろな魚種の資源のMSYが同時に成立するかどうかという問題もございますので、一概には足したりはできないということもございます。後ほど詳しい資料等は提出するようにしたいと思います。

情報不足につきましては、なぜ32系群かといいますと、これは資源計算ができていますかどうかでありまして、資源計算ができていて、なおかつ親子関係が分かって、MSYと思われるものが計算できるものを選びますと32ぐらいになってしまうということです。そのほか資源計算できないのは、御指摘のとおり情報不足なわけですがけれども、評価は漁獲量ですとか、努力量当たり漁獲量と申しまして、網を何回引いて何匹獲れましたかと。それが経年的に見て増えていますとか、減っていますとか、そういうもので評価するのですけれども、それですとなかなかこの値が最適であるという良い状態と比べてみるということができないものですから、MSYとの比較の対象にはなりにくいということがございます。

今後、資源量を推定していくのにどうすればいいかといいますと、それは年齢別の漁獲尾数のデータを集めたり、調査船調査によって分かるものもございますが、そういうことをしていくことも一つですが、どこまでそういう費用をかけるのかという費用対効果の問題も発生すると考えております。

先ほどの御質問にありました図のTAC種の資源に対してプロットが足りないということですが、1つは、オホーツク海のスケトウダラですとか、根室海峡のスケトウダラ、オホーツクのズワイガニに関しましては、算定漁獲量ということを出しておりますし、資源計算もできていないということもありますので、入っております。それから、抜けておりますのもありまして、ズワイガニの太平洋系群はほとんど漁獲が行われていない状況で、資源量は十分にあるということですので、プロットするとしたら、右下のゴマサバ太平洋よりもっと右下の安全な状況にあるということもございます。

○野坂座長 よろしいでしょうか。

○花岡専門委員 ありがとうございます。

では、詳しいデータを後で出していただけるということですので、よろしく願いします。ありがとうございました。

○野坂座長 それでは、泉澤専門委員、渡邊専門委員と続けて御発言いただきまして、まとめて御回答をお願いいたします。

○泉澤専門委員 御説明をありがとうございます。

私のほうからは、まず、TACについて2つほどお尋ねいたします。それから、クロマグロについて1つ。

まず、TACについてですが、よく最近、ここでもいろいろ言われておりますけれども、TACと実際の漁獲量が大きく乖離しているということについて、例えば消化率は7魚種平均で

6割程度しか獲っておらない。諸外国の例を見ますと、ほぼ100%諸外国は漁獲枠を消化しているということから見て、これはどういうことなのかということがまず1つです。

もう一つは、年度内にTACが増枠されることがたびたびございます。これはどういう理由で増枠されるのか。それから、どこの要請に応えたものなのか、あるいはその理由を、まずこの2つについて最初にお尋ねいたします。

○宮原理事長 TACと実漁獲の乖離は、私どもが正確に答えられないところでございます。これはあくまで推量ですけれども、国内の配分が大変面倒くさいので、大目に設定しておいて、それが消化できないという状況が起こっているのではないかと思います。そこは管理側の話になってきますので、我々はそのくらい獲っても大丈夫と言っているだけです、何とも言いようがないです。

TACの増枠については、先ほどからお話してありますとおり、資源の状況を、将来予測というのは非常にあやふやなもので、漁期中にも調査を継続しております、思ったよりよいという状態が出てきた場合には、獲って大丈夫かという質問を受け、我々のほうでは大丈夫であれば大丈夫、増枠してもいいということをお答えしているということだけです。というのは、非常に寿命が短い生物が結構ある場合がございます、例えばイカなど1年で生まれて死んでしまうものについては、発生が思ったよりよかった場合は、そういう調整を途中ですることはあるのだらうと思います。ただし、クロマグロみたいに非常に成長が遅いものについては、これはできない、やっではまずい話なのだらうと思います。

○泉澤専門委員 分かりました。

それでは、クロマグロについてなのですけれども、漁獲量の管理について1つ質問します。現在、クロマグロの漁獲枠は30キロ未満とそれ以上ということで大きく分類し、数量を設定しているわけですけれども、毎年、日本海中部沖で大量に漁獲される卵を持った大きなマグロです。80キロ、100キロぐらいあるマグロなのですけれども、このマグロは通常の30キロ以上のマグロと同じ扱いでよろしいのかどうなのか。つまり、卵をたくさん持った成魚を毎年1,500トンほど大量漁獲して資源状況に悪影響を及ぼさないのかどうなのか。それについての根拠を教えてくださいたいと思います。

○宮原理事長 これもよくされる質問なので、まず、30キロ未満の魚についてでございますけれども、これは御案内のとおり、クロマグロの一番の問題は、子供を産む前に漁獲してしまうということで、日本の漁獲量のうち98%は子供のうちに獲ってしまうという非常に無駄の多い獲り方をしているのです、30キロが設定されたら、30キロから上については、産卵を一応する可能性がある魚ということになりますので、この獲る量については、大きさを分けて管理するというのを考えているわけでございます。

産卵魚を獲るかどうかというのは、資源計算上は親の魚をどれぐらい減らすのかということでは考慮していませんので、実際にはそのときに産卵している魚を獲ったことが子供を産むのものすごく悪い影響を与えているのかどうかというのは、実は科学的にはまだ分かりません。ただ、現在の資源計算上は、例えば1月に卵を持っていない魚を獲って

も、7月に産卵しているときの魚を獲っても、親を減らすという意味では同じ影響として計算をしているということでございます。

○野坂座長 それでは、渡邊専門委員、お願いいたします。

○渡邊専門委員 御説明、ありがとうございました。

今、御説明のあった資源計算の科学的確からしさみたいなところについて質問させてください。例えば、水研機構でずっと資源評価をされていらっしゃる50業種84系群、これはそれぞれ水準が高位、中位、低位で、それぞれについて動向が増加、横ばい、減少と、言ってみると9つのマトリックスですね。平成28年の84系群を調べてみたのですけれども、水準が高位なものが14系群あるのです。増加しているのが8、横ばいが5、減少が1、増加しているものが一番多い。中位は同じく4、18、7の合計29で、中位のものには横ばいのものが多い。今度、低位のものは4、15、22で、低位のものは減少しているものが多い。そうすると、たくさんあるものは増えているし、少ないものは減っている。多分、これまでずっと長い間、資源管理されてきたと思うのですけれども、それでもたくさんあるものはまだ増えていて、少ないものは減っているとなると、漁獲圧力は本当に資源量に影響するのかなという気がしてきました。

考えてみると、多分、海の生態系はまだ分からないところもたくさんあって、初期条件にもものすごく敏感という意味でカオス的であり、一生懸命いろいろモデルを作ってやっているのだけれども、結構結果は発散するのではないかと直感的に思うのですけれども、そのあたりの因果関係とかシミュレーションの収束具合はどのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○宮原理事長 まさにそういうところが非常に不確かな部分で、シミュレーションのクロマグロの例を何ページか目に載せておきましたが、実はきれいに一本の線で見えているわけではなくて、非常にラップ型に広がってしまっているところの確率の話をしているだけでございまして、実際にそうなるかというのは分からない。クロマグロなどの場合は、比較的まだ子供の量をしっかりおさえている魚なので、子供の生まれた量さえ分かれば、何年後に親がどれくらい増えるかというのはかなり確度が高く分かるのですけれども、ほかの魚については非常に分からないものがたくさんあります。そういう意味では、まだまだ足りない。

それから、不確実性の部分で、今、おっしゃっていたように、漁獲というのは一つの要素でしかなくて、魚の量を決定するのは生まれてくる環境の状態、水温であったり、そのときの海流の状態であったりというものも影響しますし、育つときにもそれは影響してまいります。そういうものが全てうまく考慮されているかということ、それはまだまだ道途上。ですから、今からやらなければいけないのは水産庁にもお願いして、ちゃんと投資しないと、魚の将来の量はきちんと押さえられません。しかも、押さえられたとしても、それが本当に正しいかどうかというのは常に検証し続ける作業が我々に求められていて、その部分はまだまだやらなければいけないことがあります。

その上に、最近では、誰が獲っているか分からない量が増えてきてしまって、マサバなどの場合は中国船がいかげんに獲っている量が数十万トンレベルで出るのではないかとということになると、まさに今、何をやっているのかがよく分からなくなってくる状態なので、大変苦勞しています。

その確度を上げるために、調査の一番地道なところにお金を使わざるを得ないのだろうと思います。それは先ほど檜山から申し上げたとおり、何もかもやるわけにいかないですから、主要なもの、これはどうしても大事なものだということで優先順位をつけていただいて、そこで我々が集中して人的資源、金銭的な資源を投入していくということが大事だと思います。

○渡邊専門委員 ありがとうございます。

○野坂座長 それでは、本日は所用により御出席いただいておりませんが、有路専門委員、中島専門委員よりあらかじめ御意見を頂戴しております。この場で私より御紹介させていただきますので、こちらにつきましても、水産研究・教育機構から御意見をいただければと思います。

有路専門委員からは2点、御意見を頂戴しております。

まず1点目として、資源評価票を中心に我が国の資源管理の基礎となる情報は、水研機構と地方水産研究所の機能によって提供されていると理解しています。今後アウトプットコントロールも自主規制の中だけでなく国の管理手法として取り入れる流れもあるかと思いますが、その中で現状の予算制約がどの程度現場に影響しているかを教えてください。

2点目として、IQなどのアウトプットコントロールは理想的な部分も多いですが、正確に量を把握することと資源との関係を明らかにすることの2点が求められると思います。加えてアウトプットコントロールが万能とも思えません。その上で、真に有効な資源管理を進める上では、インプットコントロールとテクニカルコントロールとの最適な組み合わせはどのように考えておられるのか、御教示ください。

続いて中島専門委員からは2点、御意見を頂戴しております。

まず1点目として、欧米と比較して魚種の多様な日本ではあるが、魚種によっては科学的根拠と透明性を担保した上で、ITQあるいはIVQ方式を導入すべき。

2点目として、主たる養殖魚の種苗は、優良な親魚の選抜育種を継続し、例えばノルウェーのサーモンのように、国またはそれに準じた機関が、親魚や受精卵・精子を系統管理してほしい。

以上、有路専門委員、中島専門委員の問題意識を御紹介させていただきました。

○佐脇参事官 座長、すみません。泉澤専門委員から追加があるようですので、もう時間もありませんので、まとめて。

○野坂座長 それでは、まとめてお願いいたします。

○泉澤専門委員 これは1つ、先ほどの意見なのですが、クロマグロの抱卵した、卵を持ったクロマグロなのですが、それを普通の卵を持たないものと同列の扱いをすると

ということであると、我々生産者が生産現場で、例えば卵を持ったイセエビ、その時期を禁漁にするとか、あるいは抱卵したメスのカニを再放流するとか、そういった取組は全く意味がないような取組を今までしているというふうに聞こえます。やはり抱卵した、卵をたくさん腹に持ったマグロと一般の大きなマグロとは区別して考えるべきだろうと私は考えます。

そういうこともあって、地元では中部、いわゆる水揚げ地ですね。その辺の漁業者の人たちはかなり不信感を持っております。そこの部分をもう少し科学的にも詰めていただいて、考慮していただければなど考えます。意見ですけれども、それが1つです。

○野坂座長　まとめて御回答をお願いいたします。

○宮原理事長　資源評価に係る予算的な制約というのは、一番の問題はデータの不足にあります。データの不足というのは、これまでもかなり苦労して漁業者、都道府県などからデータの収集をしてもらっていますが、どこもみんな経済的には苦しい問題です。そのデータがどんどん細っていく状態にあります。ここをどうやって改善するのかというのは大変大きな問題になると思いますし、調査船についても、老朽化していきますけれども、なかなか新しい船を投入することができなくて、今、調査船調査のほうもじり貧状態が続いているということで、数字ではここに持ち合わせておりませんが、大変厳しい状況にございます。

量の把握については、アウトプットコントロールとインプットコントロール、これは漁業管理の根本的な問題で、漁船数が多過ぎるところに厳し過ぎる枠をかけたら、嘘のデータしか出てこなくなります。ですから、やはり獲れる量に従った漁船の数あるいは漁船の規模、そういったものをあらかじめちゃんとコントロールしないと、たくさん船がいて、獲れる量が少なければ、獲ってしまった魚は逃がすのも嫌だからそのまま闇で流してしまうみたいな、そういう話が常に起こってくるのです。やはり獲れる量にマッチした漁船あるいは漁業者の数、こういったものをきちんとしていかないとだめだということなのですが、ここの部分はまだまだ道が遠いような気がいたします。

その意味で、こういった魚種別のITQとかIVQとか船が獲れる量を設定していくというのは、一つのアイデアとしてはあると思いますが、十分な量を与えないとだめですし、常にテクノロジーは進化していますので、同じ一隻の漁船でも獲る能力はどんどん上がっています。そういう中で、やはり合理的なITQのセットなりIQのセットは大変難しい問題ですが、ここは大事に考えないと漁業者が困るだけの問題になるので、これは気をつけたほうがいいと思います。

育種は、先ほど私が申し上げたとおり、人工種苗を作り、あるいはその種苗の中で早く育って、餌が少なくても育つものを作るというのは絶対にしないと国際競争力ができないので、この部分については投資していくということをこれから考えなければいけないと思いますし、我々もそのような重点化をしていかなければならないと思いますので、これは漁業者の方々ですとか業界の方々から優先順位をきちんと決めてもらうことが大事になって

いくと思います。

最後のクロマグロの問題については、御意見ということですので、私は伺っておくだけにいたします。

○野坂座長 ありがとうございます。

本日はここまでにしたいと思います。

本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

○佐脇参事官 次回の開催日程その他につきましては、追って事務局から調整、御連絡いたします。

○野坂座長 それでは、これで会議を終了いたします。ありがとうございました。